

答 申

令和6年4月5日

鬼北町特別職報酬等審議会

1 議会議員の報酬の額について

(1) 報酬額の改定について

近年、議員のなり手不足が深刻化し、議員活動もさまざまな社会情勢の変化により多様化している中で、報酬を増額することは、人材を確保し議員活動を保障するための方法の一つであると考えられる。

しかしながら、今回の特別委員会報告書の要望は30%を超える増額であり、議員報酬の年間総額を試算した場合、その増額幅は定数を減らすことによる減額幅を大きく超えており、町の財政負担が著しく増加することから、町民の理解を得られるかは疑問と言わざるを得ない。

当審議会としては、長年据置となっている報酬について増額することに異議はないが、特別委員会の報告書にも報酬の増額は減った定数分で賄うという町民意見があったように、年間総額が現行を大幅に超えることのない10%程度の増額とすることが妥当であると考ええる。

【特別委員会報告書】

種別		現行 (定数12人)	特別委員会報告書 (定数11人)	現行との差額 (定数△1人)	伸率
月額	議長	240,000円	316,000円	76,000円	31.7%
	副議長	188,000円	248,000円	60,000円	31.9%
	議員	173,000円	230,000円	57,000円	32.9%
年間総額		34,333,780円	41,906,940円	7,573,160円	22.1%

【審議会答申】

種別		現行 (定数12人)	特別委員会報告書 (定数11人)	現行との差額 (定数△1人)	伸率
月額	議長	240,000円	264,000円	24,000円	10.0%
	副議長	188,000円	207,000円	19,000円	10.1%
	議員	173,000円	191,000円	18,000円	10.4%
年間総額		34,333,780円	34,842,900円	509,120円	1.5%

(2) 改定時期について

令和7年5月

(理由)

○議員定数が削減される、次期改選期に改正することが適当である。

2 町長、副町長、教育長の給料の額について

(1) 給料月額の変更に付いて

町長、副町長及び教育長の給料については、平成22年度に特別職報酬等審議会の答申及び財政状況を勘案して3%減額されており、それ以降人事院勧告により職員の給料が増額されても据え置となっている。

今回、議会議員の報酬を見直すならば、町長、副町長及び教育長の給料についても見直すべきと考え、減額前の平成21年度の水準に戻すことが妥当であると決定した。

【審議会答申】

種別	現行	審議会答申	現行との差額	伸率	
月額	町長	731,000円	754,000円	23,000円	3.1%
	副町長	584,000円	603,000円	19,000円	3.3%
	教育長	520,000円	537,000円	17,000円	3.3%
年間総額	29,194,850円	30,133,540円	938,690円	3.2%	

(2) 改定時期について

令和7年5月

(理由)

○次期改選期に改正することが適当である。

3 審議会開催状況

第1回審議会 令和6年1月30日

第2回審議会 令和6年2月20日

第3回審議会 令和6年3月18日